

南三陸町国民健康保険からのお知らせ

大学などに進学するときの学生用の被保険者資格(マル学)について

南三陸町国保の加入者が、大学や短大、専門学校などへ修学するために町外へ転出するときは、学生用の保険資格(マル学)を持つことができます。

マル学の手続きを行いたい人は、住所を町外へ定めることとなりますが、国保の資格は転出前に所属していた世帯の国保加入者として取り扱いますので、転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

また、マル学該当者の国民健康保険税は、転出前に所属していた世帯の世帯主に対して、これまでどおり課税されます。

■ マル学保険資格の要件

- 修学のため、住民票を町外に移すこと
- 学費・生活費などの仕送りを受けていること

■ 有効期限・手続き

マル学の資格は毎年3月31日で有効期限が切れます。

新規でマル学の申請を希望する人および引き続き修学するため更新を希望する人は、必要書類を添えてマル学適用届を提出してください。

学校を卒業または退学したときは、資格確認証の返却と併せてマル学非適用届を提出してください。

■ 届出時必要書類

- 在学証明書の原本(入学前の場合は合格通知書など、修学の事実が分かる書類でも可。ただし、入学後に在学証明書の原本を提出すること。)
- マル学となる人の国保の資格確認証
- 届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

申請書は町民税務課と歌津総合支所以外に、ホームページにも掲載しておりますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。



届け出先 町民税務課・歌津総合支所

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

固定資産(土地・家屋)の価格などの縦覧

令和8年度固定資産課税台帳に登録した土地および家屋の価格の縦覧が下記のとおりできるようになります。

期 間	4月1日(水)～6月1日(月)(土日、祝日を除く)
場 所	町民税務課および歌津総合支所
時 間	午前8時30分～午後5時15分
縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の納税義務者 ・固定資産税の納税管理人 ・固定資産税の納税義務者から委任を受けた代理人 ・固定資産税の納税義務者の同居の親族
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(運転免許証など) ・委任状(代理人や法人の社員が縦覧する場合)
手数料	無料

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372

南三陸町国民健康保険からのお知らせ

国保の加入・脱退は14日以内の届け出を

国民健康保険の加入・脱退は自動で行われません。就職・退職などで社会保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)と国保の間に異動があった人は必ず届け出してください。本人が届け出に來られない場合は、ご家族などが代理で届け出をすることができます。

どんなときに届け出が必要になりますか？

- ・退職や家族の健康保険の被扶養者から外れたなど社会保険を脱退したとき、生活保護を受けなくなったとき
 - ・就職や家族の健康保険の被扶養者に認定されたなど社会保険に加入したとき、生活保護を受けなくなったとき
- これらの異動があった日から、14日以内に届け出をしてください。

手続きに必要な書類を教えてください。

- ・加入するとき…事業主が発行した資格喪失証明書
 - ・脱退するとき…事業主が発行した資格取得証明書または新しい資格確認証
- ※雇用保険の手続きに使用する「離職証明書」や「退職証明書」では国保加入の手続きを行えませんのでご注意ください。

私は、マイナ保険証を使用しています。役場の窓口で国保の手続きが必要ですか。

マイナンバーカードを保険証として使えるようにしている場合でも、役場に届け出をしないと最新の情報が反映されないため、届け出は必要です。詳しくは町ホームページをご覧ください。



届け出先 町民税務課・歌津総合支所

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

非自発的失業者に対する保険税の軽減について

国民健康保険では、会社都合による解雇や倒産、雇い止めなど、非自発的理由により離職された人を対象にした保険税の軽減制度があります。

軽減を受けるには、申請が必要です。

- **対象となる人**
次の条件を全て満たす人
①離職日現在年齢65歳未満の人
②公共職業安定所(ハローワーク)で雇用保険の手続きをして、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者と認められた人
※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の「離職理由」欄に下記のコードが記載されていることを確認してください。
・特定受給資格者 コード11、12、21、22、31、32
・特定理由離職者 コード23、33、34
- **軽減期間**
離職日の翌日の属する年度から翌年度末まで
※社会保険などに加入して国保を脱退した場合は、軽減は終了します。
- **手続き**
町民税務課窓口にて下記書類を持参の上、申請
①雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知(ハローワークで発行)
②国民健康保険資格確認証(お持ちの人のみ)
③本人確認書類(マイナンバーカードなど)

● **軽減内容**
対象者の前年の給与所得を30/100とみなして算定
※給与所得以外は軽減対象となりません。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

